

告発に至る経緯

別添証拠のとおり、平成 21 年 6 月 4 日付で、埼玉県環境部自然環境課(旧みどり自然課)長名義の公文書「狩猟免許更新のお知らせ」が、告発人を含む、埼玉県在住の狩猟免許所持者へ、民間運送業者によるメール便サービス「ヤマト運輸 クロネコメール便」を以って送付されてしまった。

そこで、添付書類のとおり、告発人は被告発人に対して、平成 22 年 2 月 7 日付の文書を以って当該不始末を指摘した。

すると、添付書類のとおり、埼玉県庁総合調整幹を通じて被告発人から平成 22 年 2 月 16 日付の文書にて回答をいただいた。

しかし、メール便不正利用に関しては、あくまでもチェック不十分によるミスである旨と、今後同様の不始末をしない「保証」ばかりを謳われていた。

しかし、告発人は当該メール便サービスを、業者としても個人としても利用した経験が多々あり、何れも、内容物に信書が含まれていない旨を約束する誓約書のような欄にサインをして、それをドライバー又はコンビニレジスター担当者が確認した上で、はじめて集荷又は受理に至るものであることを知っている。

即ち、被告発人等による故意に基づく、偽装によるメール便不正利用に他ならない。

それを、不意のミスと美化(偽装)した上で、さらに今後同様のことをしない「保証」ばかりを全面的に押し出し、問題の職員を処分し、被告発人自らが責任をとるなどの、既にしてしまった不始末に対する「補償」の類が一切謳われておらず、何ら改悛の姿勢が伺えない。

そこで、告発人は、添付書類のとおり、最終的には平成 22 年 7 月 2 日付文書を以って、被告発人へ計 7 度の不服申し立てを行った。

それにもかかわらず、何ら回答すらいただけず、被告発人等は、告発人を含む埼玉県民並びに法令及び倫理に対して、極めて挑戦的なスタンスを堅持されており、甚だ遺憾である。

そこで、ぜひとも被告発人等を厳罰に処していただきたく、告発するに至った次第である。

証 拠

1. 埼玉県環境部自然環境課長発出
「狩猟免許更新のお知らせ」及び封筒 1 通(A 列 4 番 1 枚)
(長形 3 号 1 本)

添付書類

1. 「埼玉県及び傘下自治体の倫理について」 1 通(A 列 4 番 9 枚)
2. 埼玉県庁総合調整幹経由被告発人発出
 1. に対する回答文書及び封筒 1 通(A 列 4 番 3 枚)
3. 「埼玉県庁職員等の倫理観について」 1 通(A 列 4 番 18 枚)
4. 告発人身分証明書(写・事件当時)
「猟銃・空気銃所持許可証」
所持者証明欄及び記載事項変更欄 1 通(A 列 4 番 2 枚)

以 上